

補償コンサルタントに係る最低制限価格等の 改定について

改定案

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の一般管理費の参入率を45%から50%に、また、範囲を0.60~0.80から0.60~0.81に引き上げる。

【現状の算定式】		【現状の算定式】	
直接人件費	100%	直接人件費	100%
直接経費	100%	直接経費	100%
その他原価	90%	その他原価	90%
一般管理費等の額	45%	一般管理費等の額	50%
の合計額×1.10		の合計額×1.10	
<適用範囲>		<適用範囲>	
予定価格の0.60~0.80		予定価格の0.60~ 0.81	

改定

理由

国基準の引上げに準じ、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の適用範囲を引き上げる。

実施時期

令和6年6月1日以降に公告又は指名通知を行う補償コンサルタント業務から適用